



日本弁理士会 副会長
本多 一郎

会務への全員参加

今月のことば

monthly word

今朝7時過ぎに、妻と二人で第45回衆議院選挙の投票を行なうため、近所の小学校に行きました。新聞やテレビ等によると今回の選挙は、政権継続か交代か、あるいは明治以来の官僚政治から脱却して成熟した民主主義を確立できるかどうかなど、重要な節目になる選挙であると報道されていますが、いずれにしても歴史を刻む重い一票になることは間違いありません。我が国の将来を決めるのは、国民一人一人のこの重い一票であり、この記事が掲載されるころには日本の新たな方向性も決まっていることでしょう。そして、弁理士も、かかる方向性の中でその役割をしっかりと果たし、知的財産権の保護、ひいては産業の発展にこれまで以上に寄与し続けなければならないとの思いを、今しがた投票を終えたばかり故、強く抱いている次第であります。

ところで、先輩弁理士達が110年にわたり築き上げてきた歴史ある弁理士制度を今後更に充実したものとし、これまで以上に我が国の産業発展に寄与し得る制度とすることができるか否も、正に、今後の弁理士一人一人の考え方や行動にかかっているものと思います。即ち、このような認識を全弁理士がしっかり持ち、全員参加型の日本弁理士会とすることが弁理士の更なる地位の向上につながるものと思います。

これまで会員数が急増する以前は、個々の弁理士同士の情報交換や先輩弁理士との交流が色々な場面において比較的容易に行なわれ、その結果、会務への参加意義を認識し、委員会活動の他、中小企業に対する支援などに積極的に参加する弁理

士が多かったように思います。しかし、ここ10年ほどで弁理士の数が急増し、8000名を超える全弁理士のうち半数以上が10年以内の合格者で、3分の1以上が試験制度改革後の合格者と推測される現状では、弁理士同士の情報交換や先輩弁理士との交流が希薄になっていることは否めず、より多くの弁理士に会務に目を向けてもらうための方策を採ることは急務であります。

その方策の一つとして、総合政策検討委員会では、複数年にわたり「ポイント制」(会員の会務参加と社会貢献活動をポイントとして付与する反面、ポイント数が少ない場合には何らかのペナルティーを課す制度)導入につき検討を続けてきましたが、昨年度の当委員会では、現時点での「ポイント制」の導入は時期尚早であるとの結論に至りました。しかし、会則第40条規定の義務(会員は正当な理由なくして本会等が委嘱する事項を辞退することができない等、委嘱事項および社会貢献活動等を行なう義務)を果たすことが、その答申書にもあるように、弁理士会の自治の強化、社会に対する弁理士のプレゼンスの向上に重要であることは疑う余地がありません。そこで、会員には、まず、会則第40条の「義務」につきしっかり認識してもらう一方で、弁理士会としても、会務活動や社会貢献活動への会員の参加を促すための施策を推進し続ける必要があります。

一方、最近では全国支部化の下、各支部活動の活動が活発化し、支部活動への会員の参加が増えておりますが、この傾向は会員急増の現状においては当然の流れだと思います。また、例えば、東

海支部においては独自の「ポイント制」や表彰制度を有しており、過日東海支部にお伺いしたときに、若手会員が支部活動に貢献したことなどにより表彰されている姿を拝見し、大いに本会および他の支部の参考になるのではと思った次第であります。ただ、今後は会員数が大幅に違う支部間の調整や、場所を一にする本会と6000人規模の会員を擁する関東支部との関係など、様々な課題が予想され、今後、しっかりとした対応が求められることとなるでしょう。

最近、各委員会に出席して感ずることは、委員会の委員の急激な若返りであります。勿論、委員会の性質にもよりますが、やはり委員会において経験豊富な会員の方々の意見は貴重であり、是非とも積極的に参加し続けていただきたいと思えます。

また、現在、弁理士会には、特許、商標、意匠のみならず、著作権、iPS細胞等のバイオ、生物

多様性条約、農水等の様々な分野において、大学、研究機関などの各方面から専門性の高い弁理士の派遣や、会としての意見が日々求められております。このような要請に対し、弁理士会としては的確かつ迅速に応え、また、適切な知的財産保護に資する意見を出し続けなければなりません。かかる要請は、全会員が対象となることから、今後は、各方面からの弁理士推薦要請などに対し、全会員協力の下、そのシステムの強化を図る必要もあります。

本年度の執行役員会発足後5ヶ月が経過して実感していることは、副会長および執行理事が一丸となって会長を支えて会務を果たすのは勿論であります。その執行役員会も、事務局のサポートの下、各委員会などの正副委員長や委員一人一人に支えられており、突き詰めれば弁理士会および弁理士制度そのものが一人一人の弁理士に支えられているということでもあります。